

業務委託契約書

1 業務名 療育手帳の交付に係る心理検査及び社会適応能力指標等調査実施業務

2 履行場所 広島県内及び隣接市町等

3 履行期間 令和8年4月1日 から

令和11年3月31日 まで

4 委託料 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

5 契約保証金

6 特約事項

- (1) 委託業務の内容は、別紙「療育手帳の交付に係る心理検査及び社会適応能力指標等調査実施業務仕様書」のとおりとする。
- (2) 本契約は、本契約に係る発注者の令和8年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。
- (3) 履行期間にかかわらず令和9年度以降の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。
- (4) 委託料の金額及び年度別内訳については、別紙支払内訳書のとおりとする。
- (5) 業務委託契約約款第30条の規定にかかわらず、受注者は、毎年度、委託業務が完了したときは、30日以内に報告書（別記様式第1号）を発注者に提出するものとする。
- (6) 業務委託契約約款第30条の規定にかかわらず、発注者は、報告書の提出を受けたときは、速やかに委託事業の成果が契約の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。
- (7) 業務委託契約約款第31条の規定にかかわらず、受注者は、(6)の通知を受けたときは、速やかに委託料請求書（別記様式第2号）を発注者に提出するものとする。
- (8) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
- (9) 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書（別記様式第3号）を発注者に提出するものとする。
- (10) 受注者は、(8)の規定により概算払を受けたときは、(6)の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書（別記様式第4号）を発注者に提出するものとする。
- (11) 受注者は、(10)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算するものとする。
- (12) (10)に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。
- (13) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10-52

氏名 広島県知事 横田 美香

受注者 住所

氏名